

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	8503	障がい者福祉サービス提供事業(繰越明許分)
総合計画	分野	暮らし			
	政策	2-5	福祉の充実		
	施策	3	障がい者福祉の充実		
目的	障がいのある方が、その能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができる状態にしていく				
対象	身体・知的・精神・難病患者等で障がいのある方				
意図	障害者総合支援法に基づく介護給付訓練等給付の福祉サービスの提供、医療費の給付により、障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活を支援する				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
○障害福祉システム（GPRIME、3次リリース）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分から障害支援区分への改正 ・ケアホームのグループホームへの一元化 ・重度訪問介護の対象拡大 ・障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置へ施行 				
○作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・修正モジュールの提供、CDRの提出 				
市民参画の有無	[対象外]				
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会		事業協力・協定	
	後援・協賛	補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
① システム改修	件	計画		1	
		実績		1	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①		目標			
		実績			
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障害者総合支援法に基づく事業である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	制度改正の際、市独自のニーズへ対応できる可能性あり（例：要介護者台帳等）。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="checkbox"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	障害者総合支援法に基づくシステムで、基幹系と連動して稼働している。専門事業者へ委託することで保守管理を含め順調に事業実施ができています。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある	
	<input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	障害者総合支援法に基づき適切に管理できるシステムである。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある	
	<input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
障害者総合支援法に基づき、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に繋がる。基幹系の情報と連動して障害介護サービスを提供することで、人為的なミスを防ぎ、定められた基準に則して制度を運用することが可能になっている。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	03	8503	障がい者福祉サービス提供事業(繰越明許分)

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			7,236		7,236
財源内訳	国・県		1,200		1,200
	地方債				
	その他				
	一般財源		6,036		6,036

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 26 年度 ~ 平成 26 年度]
------	---------	------	-----------------------

部経営方針における目標

慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らせるまちをつくる

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく障がい者介護給付サービス費の制度改正が平成26年度から施行されることに伴うシステム改修

事業概要

- 障害福祉システム（GPRIME、3次リリース）
 - ・障害程度区分から障害支援区分への改正
 - ・ケアホームのグループホームへの一元化
 - ・重度訪問介護の対象拡大
 - ・障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置へ施行
- 作業内容
 - ・修正モジュールの提供、CDRの提出

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

- 平成26年度から改正
 - ①障害福祉サービス利用に係る障害程度区分から障害支援区分へ変更(知的・発達障がいや精神障がい者へ配慮した調査項目と審査へ)
 - ②グループホームとケアホームの一元化(グループホームへ)
 - ③重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者に重度の知的・発達障がい者を加える)
 - ④多子軽減措置を反映した上限負担管理
- 平成26年度までに、全ての利用者に、障害福祉サービス利用に係るサービス等利用計画書を作成
- 重度障がい者(重度心身障がい者)が日中活動や短期入所施設等を市内で利用できるようにとの要望

担当部署 部名 健康福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 高橋 哲也 内線 517 (単位：千円)

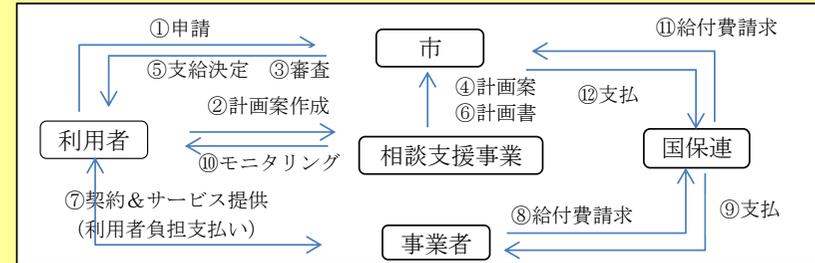
《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

1 介護給付サービスの流れ

※公費負担割合：国1/2・県1/4・市1/4

①介護給付事業(403事業)

居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等に係るサービス利用に対する給付。また、サービス利用に係るサービス等利用計画の作成に対する費用の給付。



2 国庫補助金の仕組み

制度改正に伴うシステム改修を補助対象としたが、地方自治体によりシステム形態がまちまちであるため、国では地域生活支援事業補助金交付要綱を改正し、その対象に含めることで対応した。

※地域生活支援事業及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

※公費負担割合：国1/2以内・県1/4→実際は7割程度に圧縮されている